

# 厚生労働省所管の特別民間法人等の概要

# 特別民間法人 社会保険診療報酬支払基金の概要

## 1. 目的

社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に基づいて設立された法人(平成15年10月1日から民間法人化)であって、医療保険診療報酬等の適正な審査及び迅速適正な支払を行うとともに、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者関係業務、国民健康保険法に基づく退職者医療関係及び介護保険法に基づく介護保険関係業務を行う。

2. 所在地 東京都港区新橋2丁目1番3号(本部)

3. 組織 東京に本部、各県に47支部を置く全国組織

4. 定員 役員 20名  
職員 5,087名

5. 予算 118,624.9億円(平成22年度予算)

## 6. 業務

- 医療機関等から提出される診療報酬請求書等の審査・支払業務(審査支払業務)
- 国民健康保険法に基づく拠出金の徴収と交付金の交付(退職者医療関係業務)
- 介護保険法に基づく納付金の徴収と交付金の交付(介護保険関係業務)
- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく前期高齢者交付金の交付・前期高齢者納付金等の徴収並びに後期高齢者交付金の交付及び後期高齢者支援金等の徴収(高齢者医療制度関係業務)
- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支援金等の徴収と交付金の交付(病床転換助成事業)

# 労働災害防止団体について

## 労働災害防止団体の概要



事業主が行うべき労働安全衛生に関する措置全般について、技術面を中心としたきめの細かい指導援助を行っている。

業種別労働災害防止団体は、労働災害の防止活動の推進のため、業種別の労働災害防止規程を策定する。

## 労働災害の防止に大きく貢献

労働災害防止団体が中心となった「自主的な取組」と「国の行政指導」が車の両輪になって行われた結果、労働災害の防止はその効果をあげてきている。

労働災害死傷者数  
設立当初：40万人台

平成21年：約1.1万人

労災保険給付の減少

## 労働災害防止団体の事業活動

### 収益性のある事業

- ・書籍販売
- ・安全衛生教育研修
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの導入支援 等

### 収益性のない事業等

専門家による安全診断、職場改善指導（企業内専門家の派遣として、災防団体の専門家が実施するもの。）  
工場、建設現場等に対する安全パトロール  
詳細企業・業種内労働者、林業労働者向けに巡回して行う特別健康診断  
安全管理体制に係る研修（安全衛生推進者等） 等  
管理費

収益で補填

災防補助金

国が支援

## 労働者の安全と健康を守る団体の取組は今後とも重要

- 今後、行政の直接的関与が限られていく中で「事業者の自主的な労働災害防止活動」がより一層重要。
- 産業現場におけるリスクアセスメント（作業の危険性、有害性の評価とその結果に基づく職場改善）、メンタルヘルス等のように国の監督指導になじまない課題が増加。
- このため、事業者による自主的な労働災害防止活動を支援するための活動を展開する労働災害防止団体は今後とも重要。

# 中央職業能力開発協会の概要

## 1. 概要

中央職業能力開発協会は、「職業能力開発促進法」に基づき厚生労働大臣の認可のもと昭和54年に設立され、事業主団体等を会員として技能検定の実施・ものづくり技能の振興等の中核的な役割を担っている。

## 2. 組織（平成22年度）

|    |                                 |     |                         |
|----|---------------------------------|-----|-------------------------|
| 会長 | 立石 信雄                           | 理事長 | 青木 豊                    |
| 会員 | 447会員（都道府県協会、自動車・鉄鋼等の全国的な事業主団体） |     |                         |
| 役員 | 140人                            | 職員  | 93人+81人（基金事業本部の職員数（外数）） |

## 3. 業務内容

### (1) 各種研修等の実施

都道府県職業能力開発協会の職業訓練担当職員の研修を行っている。

また、企業の教育担当者等に対して能力開発について実践的な知識を習得させる講習会等を実施している。

### (2) 技能検定試験問題の作成等

国の委託を受けた、技能検定試験問題の作成のほか、技能評価試験・技能審査の実施、都道府県職業能力開発協会が行う技能検定試験実施事業の指導等を行っている。

### (3) 情報の提供

職業訓練、技能検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料提供の他、能力開発に関する様々な情報をデータベース化した能力開発情報システム（ADDS）を活用し、企業・団体・労働者個人に対し、職業能力開発に関する専門的な情報の提供及び相談を行っている。

### (4) 職業能力習得制度（ビジネス・キャリア制度）の実施

ビジネスキャリア制度実施のため、専門知識・能力の体系化、教育訓練コースの認定に係る事務及び修了認定試験問題の作成等を行っている。

### (5) 各種行事の開催

主な全国的行事として、技能五輪全国大会、技能グランプリ等を開催している。

### (6) キャリア支援企業等育成事業の実施

企業内における職業能力開発の推進役たる職業能力開発推進者に対する講習、事業主等に対する専門的な相談・情報提供を実施している。

### (7) 国際協力事業の推進

日本の技能評価システムについての研修や現地トライアル検定等を実施し、開発途上国における技能評価システムの普及促進に協力する等、国際協力・国際交流を行っている。

※ (5)～(7)については、委託事業

## 企業年金連合会の概要

H22.4.1現在

### 法人の概要

**沿革** 企業年金連合会は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき、厚生年金基金を短期間で脱退した者（中途脱退者）等に対する年金給付等を一元的に行うことを主たる目的として、昭和42年に厚生大臣の認可を得て設立された法人。（当時は「厚生年金基金連合会」）

その後、厚生年金基金に加え、確定給付企業年金、確定拠出年金といった企業年金制度間の通算事業に対応し、平成16年の国民年金法等の一部を改正する法律により、平成17年10月より「企業年金連合会」に変更。

**所在地** 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10・11階

**理事長** 徳永 哲男（元旭化成（株）代表取締役副社長）

**役職員数** 214人（役員18人：理事長、常務理事、理事14（うち11は非常勤）、監事2（非常勤）、職員196人）

**予算額** 88.0億円（うち平成22年度国からの財政支出 3.6億円）

### 主な事業

- 企業年金の中途脱退者および解散基金加入員に対する年金給付
- 1500を超える会員である企業年金を対象とした年金数理、資産運用及び給付設計等の情報提供、相談助言、研修等の事業

## 石炭鉱業年金基金の概要

H22.4.1現在

### 法人の概要

- 沿 革 石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業年金基金法に基づき、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行うことにより、その老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、昭和42年に厚生大臣の認可を受けて設立された法人である。
- 所 在 地 東京都千代田区有楽町1-6-6 小谷ビル5階
- 理 事 長 中島 太郎(釧路コールマイン(株)代表取締役社長)
- 役職員数 9人(役員3人：理事長(非常勤)、常務理事、監事(非常勤)、職員6人)
- 予 算 額 0.8億円(うち平成22年度国からの財政支出なし)

### 主な事業

- 石炭鉱業事業所の事業主から掛金を徴収し、加入員である坑内員及び坑外員ならびに遺族に対し、年金・一時金の給付

# 全国社会保険労務士会連合会

## 1 目的

全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務を行うことを目的とする（社会保険労務士法第25条の34第2項）。

## 2 設立年月日

昭和53年12月27日認可

## 3 所在地

東京都中央区日本橋

## 4 役職員数

役員86人（うち常勤1人）、職員 42人（うち常勤42人）

## 5 主な事務事業

- ①社会保険労務士会及びその会員である社会保険労務士に対する指導・連絡
- ②社会保険労務士の登録に関する事務
- ③社会保険労務士試験の実施に関する事務
- ④紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務
- ⑤その他（社会保険労務士会館の運営、国からの委託事業の実施等）

# 全国健康保険協会の概要

## 1. 設立の背景・趣旨

- ・ 平成18年の医療制度改革の際、政府管掌健康保険について、保険者機能の発揮、加入者・事業主の意見反映、都道府県単位の運営等、効率的な保険運営を図るため、民営化が決定。
- ・ 平成20年10月、全国健康保険協会が設立。政府管掌健康保険を国から引き継ぎ、運営。
- ・ 協会は非公務員型法人であり、職員は民間職員。民間から新たに300名を採用。旧社保庁からは、1800名採用。
- ・ 理事長及び47都道府県支部長にはすべて民間出身者を採用。職員の意識改革を図るとともに、民間のノウハウを積極的に取り入れ、業務の効率化やサービスの向上を推進。
- ・ 平成22年1月より、船員保険制度を国から承継し、健康保険相当部分(職務外疾病部門)と船員労働の特性に応じた独自・上乘せ給付を行う新しい船員保険制度として、協会が運営。

2. 所在地 東京都千代田区九段北4-2-1(本部)

3. 組織 東京に本部、各県に47支部を置く全国組織

4. 定員 役員 9名(うち常勤 7名) 職員 4,909名(うち常勤職員 2,145名)

5. 予算 93,831.3億円(平成22年度予算)

## 6. 事業

- 被用者のための医療保険の最後の拠り所(健康保険組合を設立できない中小企業等のための健康保険制度)を運営。
- 健康保険法に定める医療給付や現金給付、高齢者医療確保法に基づく特定健診・保健指導(いわゆるメタボ健診)を実施。
- 我が国最大(加入者約3,500万人)の医療保険者として保険者機能を発揮していくため、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検、医療費分析等を実施。